

報道各位

新潟市保健所環境衛生課

動物愛護センター

動物の遺棄について

1 報道要旨

令和5年4月から5月にかけて猫の繁殖期を迎え、3件の動物（子猫）遺棄事件が発生し、新潟市動物愛護センターにて保護・収容しましたので公表します。

2 各事件の詳細

| | 発生年月日 | 地区 | 発見場所 | 子猫の数 |
|---|-----------|-----|-------|------|
| 1 | 令和5年4月19日 | 東区 | ごみ集積場 | 7 |
| 2 | 令和5年5月18日 | 江南区 | 店舗前 | 4 |
| 3 | 令和5年5月23日 | 西区 | ごみ集積場 | 4 |

いずれの事件も、子猫が段ボール箱に入れられた状態で発見された。

3 動物の遺棄に係る罰則について

動物の遺棄については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第3項で「愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と定められている。

お問い合わせ先

新潟市動物愛護センター 登坂

電話025-288-0017（直通）

本件に関する質問等の対応は本日、午後5時30分までとさせていただきます。

犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の懲役または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の懲役または
100万円以下の罰金

●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

罰則が強化
されました。

動物の遺棄・虐待は



環境省

警察庁